

保医発0930第5号
平成28年9月30日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公印省略)

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成28年3月4日付け保医発0304第3号）の一部を下記のとおり改正し、平成28年10月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

別添1第2章第3部第1節第1款D014自己抗体検査中（25）を（26）とし、（1）から（24）を1ずつ繰り上げ、（14）の次に次のように加える。

（15）抗MDA5抗体、抗M1-2抗体、抗TIF1-γ抗体

ア 抗MDA5抗体、抗M1-2抗体及び抗TIF1-γ抗体は、区分番号「D014」自己抗体検査の「26」抗デスマグレイン3抗体、抗BPI80-NC16a抗体の所定点数に準じて算定する。

イ 本検査は、厚生労働省難治性疾患克服研究事業自己免疫疾患に関する調査研究班による「皮膚筋炎診断基準」を満たす患者において、ELISA法により測定した場合に算定できる。

ウ 本検査と区分番号「D014」自己抗体検査の「9」から「14」まで及び「17」に掲げる検査を、2項目又は3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ320点又は490点を算定する。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成28年3月4日付け保医発0304第3号)

	改 正 後	現 行
別添1 医科診療報酬点数表に関する事項	<p>第2章 特掲診療料 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料</p> <p>D 0 1 4 自己抗体検査 (1)～(14) 略 (15) 抗MDA 5抗体、抗M i - 2抗体、抗T I F 1 - γ抗体 Ⅱ 抗MDA 5抗体、抗M i - 2抗体及び抗T I F 1 - γ抗体は、 区分番号「D 0 1 4」自己抗体検査の「26」抗デスマグレイン 3抗体、抗B P 1 8 0 - N C 1 6 a抗体の所定点数に準じて算 定する。</p> <p>イ 本検査は、厚生労働省難治性疾患克服研究事業自己免疫疾患 に関する調査研究班による「皮膚筋炎診断基準」を満たす患者 において、E L I S A法により測定した場合に算定できる。</p> <p>ウ 本検査と区分番号「D 0 1 4」自己抗体検査の「9」から「1 4」まで及び「17」に掲げる検査を、2項目又は3項目以上行つ た場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ320点又は490点を 算定する。</p> <p>(16)～(25) 略</p>	<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料</p> <p>D 0 1 4 自己抗体検査 (1)～(14) 略 (新設)</p>